

学生のみなさん

大麻などの薬物濫用は犯罪行為です

新聞やテレビでご承知のとおり、20代を中心とした年齢層で大麻などの薬物濫用に関する問題が報道されています。近隣の大学においても、逮捕者がでるなど不安が広まっており、大学生の使用が取りざたされていることに対して、大変危惧しています。

<< 薬物濫用による被害 >>

大麻を所持することや売買することは、日本の法律で禁止されており、当然これに違反すれば逮捕されます。興味本意の遊び心でちょっと試してみるといった類のものではありません。

薬物所持に対する刑罰

ヘロイン

(10年以下の懲役)

コカイン

(7年以下の懲役)

大 麻

(5年以下の懲役)

大麻などの薬物を濫用することによって、幻聴や妄想によりさらに重大な犯罪を引き起こす可能性もあり、自身の健康を蝕むだけでなく、家庭・友人関係の崩壊にも繋がり、あなたの人生を大きく狂わせてしまいます。

特に大麻は、ゲートウェイドラッグと呼ばれ、いったん使用すると、他のドラッグへの好奇心が強くなり、薬物依存への入り口となることを懸念します。

大麻の健康被害としては、燃焼時のタールによる慢性的な気管支炎の他、癌や喘息などの原因となり、精神的な害としては、幻覚や妄想、うつの引きがねとも言われています。

<< 薬物から自分を守る3つの「ない」 >>

本学学生としては勿論のこと、社会の一員として大麻などの薬物に対しては、

興味を持たない

近づかない

関わらない

など、良識をもった節度ある態度を示してください。

もし、何か困ったことがあれば、遠慮なく事務局学生サポート企画・推進部、学生相談室、あるいは保健室に相談に来てください。



2008.12.10

大阪女学院大学
大阪女学院短期大学